法第６条第１項第４号の役員に該当する者を全て記載すること。記載しきれないときは、この様式の例により作成した書面に記載し、その書面をこの書面の次に添付すること。

別添　３　（略）

別添　４

１．状況把握及び生活相談サービスの内容

（略）

□医師	人員　　人	□社会福祉士	人員　　人	
□看護師	人員　　人	□介護支援専門員	人員　　人	
□准看護師	人員　　人	□養成研修修了者	人員　　人	
□介護福祉士	人員　　人	□上記以外の職員	人員　　人	

サービスを提供する者の人数

（略）

２．～６．　（略）

法第６条第１項第４号の役員に該当する者を全て記載すること。記載しきれないときは、この様式の例により作成した書面に記載し、その書面をこの書面の次に添付すること。

別添　３　（略）

別添　４

１．状況把握及び生活相談サービスの内容

（略）

□医師	人員　　人	□社会福祉士	人員　　人		
□看護師	人員　　人	□介護支援専門員	人員　　人		
□准看護師	人員　　人	□養成研修修了者	人員　　人		
□介護福祉士	人員　　人	□上記以外の職員	人員　　人	合　計	人員　　人

サービスを提供する者の人数

（略）

２．～６．　（略）

附　則

（施行期日）

１　この省令は、成年被後見人等の権利の制限に係る措置の適正化等を図るための関係法律の整備に関する法律附則第１条第二号に掲げる規定の施行の日（令和元年十二月十四日）から施行する。

（経過措置）

２　この省令の施行の日前にされた高齢者の居住の安定確保に関する法律第五条第１項の登録の申請であって、この省令の施行の際、登録をするかどうかの処分がされていないものについてのこれらの処分については、なお従前の例による。

○農林水産省令第四十一号

厚生年金保険制度及び農林漁業団体職員共済組合制度の統合を図るための農林漁業団体職員共済組合法等を廃止する等の法律の一部を改正する法律（平成三十年法律第三十一号）及び厚生年金保険制度及び農林漁業団体職員共済組合制度の統合を図るための農林漁業団体職員共済組合法等を廃止する等の法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備及び経過措置に関する政令（平成三十一年政令第百四十六号）の施行に伴い、並びに厚生年金保険制度及び農林漁業団体職員共済組合制度の統合を図るための農林漁業団体職員共済組合法等を廃止する等の法律（平成十三年法律第百一号）附則第三十条第四項及び第五項並びに第六十一条第一項並びに厚生年金保険制度及び農林漁業団体職員共済組合制度の統合を図るための農林漁業団体職員共済組合法等を廃止する等の法律の施行に伴う存続組合が支給する特例一時金等に関する政令（平成十四年政令第四十五号）第六条第二項の規定に基づき、厚生年金保険制度及び農林漁業団体職員共済組合制度の統合を図るための農林漁業団体職員共済組合法等を廃止する等の法律の施行に伴う存続組合が支給する特例年金給付等に関する省令の一部を改正する省令を次のように定める。

令和元年十一月一日

農林水産大臣　江藤　　拓

厚生年金保険制度及び農林漁業団体職員共済組合制度の統合を図るための農林漁業団体職員共済組合法等を廃止する等の法律の施行に伴う存続組合が支給する特例年金給付等に関する省令の一部を改正する省令

厚生年金保険制度及び農林漁業団体職員共済組合制度の統合を図るための農林漁業団体職員共済組合法等を廃止する等の法律の施行に伴う存続組合が支給する特例年金給付等に関する省令（平成十四年農林水産省令第二十五号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分（以下「傍線部分」という。）でこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線部分があるものは、これを当該傍線部分のように改め、改正後欄に掲げる規定の傍線部分でこれに対応する改正前欄に掲げる規定の傍線部分がないものは、これを削る。